

平成30年第1回
笠置町議会臨時会会議録
(第1号)

平成30年4月19日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第1回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成30年4月19日 木曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	平成30年4月19日 10時10分		議 長	杉 岡 義 信		
	閉 会	平成30年4月19日 15時57分		議 長	杉 岡 義 信		
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出 欠	職	氏 名	出 欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保 健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税 住 民 課 長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
	建設産業 課 長	石川久仁洋	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	向 出 健		4 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

平成30年第1回笠置町議会会議録

平成30年4月19日～平成30年4月19日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

平成30年4月19日 午前10時10分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第3号 笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第5 承認第4号 笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第6 承認第5号 笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 承認第6号 笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定に伴う専決処分の承認を求める件
- 第8 議案第25号 指定管理者の指定の件
- 第9 議案第26号 平成30年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件
- 第10 閉会中の継続調査の件

開 会 午前10時10分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第1回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、向出健君及び4番議員、田中良三君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長からの報告は特にありません。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今臨時会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 平成30年第1回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ全員の出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ことしの桜の開花は例年よりひと足早く3月31日に開催いたしましたさくらまつりで満開を迎えることができました。花冷えの季節でもありますので体調管理に御留意いただきたいと思います。

それでは、行政報告を申し上げます。

まず、今回の議会から管理職として出席いたします職員を紹介いたします。

総務財政課担当課長兼会計管理者の岩崎でございます。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） 岩崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

す。

町長（西村典夫君） 4月1日付で新規に職員2名を採用し、地域おこし企業人として民間から1名派遣を受け、組織改正及び人事異動を行い、平成30年度を新体制でスタートを切りました。よろしくお願いをいたします。

4月4日、笠置保育所の入所式が開催され、1名の保育園児が入所しました。町長に就任しましてから初めての入所式に出席させていただきました。

また、9日には笠置小学校の入学式が開催され、4名の児童が入学いたしました。子供たちはまちの宝でございます。行政はもちろん、学校、地域、保護者が一丸となって子供たちが健やかに成長できるよう学習環境に努めなければならないと思っております。

平成29年度に地方創生拠点整備交付金事業として実施いたしました笠置いこいの館の改修と多世代交流施設つむぎてらすの建設が3月末で完了いたしました。まちの拠点となる施設が整い、今後の運営について、改めて御指導、御協力をお願い申し上げます。

今回本議会に提案申し上げます案件は、専決処分に伴う承認が4件、議案は、笠置いこいの館にかかわる指定管理者の指定の件と補正予算1件となっております。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、承認第3号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第3号、笠置町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成30年4月1日から施行されることとされたことに伴い、笠置町税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し

上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） おはようございます。

それでは、承認第3号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年4月19日提出、笠置町長、西村典夫。

笠置町税条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきまして説明にかえさせていただきますので、文言の修正等の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

先ほどの提案理由にありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布をされまして、いずれも原則として平成30年4月1日から施行されることとされたことに伴うものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、26ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、第1条による改正でございます。

第20条、参照している条例が項ずれに伴う改正でございます。

次に、23条、法律改正にあわせての改正でございます。

3項につきましては、人格のない社団等について、電子申告義務に係る規定を適用しないということとしているものでございます。

次に、第24条第1項は、法律改正にあわせての文言の修正でございます。

第1項第2号は、働き方の多様化に対応ということで、個人住民税において給与所得控除を基礎控除に振りかえ、給与所得控除、公的年金等控除の額が10万円減るということになりましたので、基準といたしまして125万円から135万円になるといった改正になっております。2項のところで給与所得控除、公的年金控除の額が10万円減りますので、その分基礎控除10万円上乗せするという改正になっております。施行期日は平成33年1月

1 日で、同一生計配偶者の部分につきましては、平成 3 1 年 1 月 1 日でございます。

次に、3 1 条、法律改正によりましての改正でございます。

次に、3 4 条の 2、基礎控除の見直しがされまして、合計所得金額が 2, 5 0 0 万円を超える場合は基礎控除はゼロとなるといった形になります。施行期日は平成 3 3 年 1 月 1 日でございます。

次に、2 8 ページをごらんいただきたいと思います。

第 3 4 条の 6、基礎控除の見直しに伴う改正でございます。こちらも施行期日は平成 3 3 年 1 月 1 日でございます。

次に、3 6 条の 2、法律改正にあわせて改正をしております。

源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除につきまして、申告が要らなくなるといったことで規定が加わっております。施行期日は平成 3 1 年 1 月 1 日でございます。

次に、3 0 ページをお願いいたします。

第 4 7 条の 3、法律改正にあわせての改正ございまして、法律の言い回しにあわせた改正となっております。

次に、3 1 ページをお願いいたします。

第 4 7 条の 5、法律改正にあわせての改正ございまして、「以下この節」というのを「次条第 2 項」に改正をしたことによりまして、読みかえ箇所が 1 カ所ふえまして、第 3 項の読みかえ規定が 1 個ふえた関係の改正となっております。

次に、3 2 ページ、第 4 8 条、法人の町民税の申告納付ということで、第 2 項、第 3 項部分、租税特別措置法の規定が改正をされまして、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行されますので、第 2 項、第 3 項が加わりました。それと 3 4 ページ、第 1 0 項、第 1 1 項、第 1 2 項とありますのは、特別法人の電子申告が義務化されましたのでそれに伴う規定でございます。電子申告関係は平成 3 2 年 4 月 1 日から施行となっております。

次に、5 2 条、法律改正にあわせての改正ございまして、文言が修正をされ、第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項が追加をされております。

次に、3 7 ページ、5 4 条、施行規則の条づれに伴う改正でございます。

次に、9 2 条、法律改正に伴う改正をしております。

今までこういった規定がありませんでした。法律のほうで新しくできましたので、それに対応したものでございます。そのあおりで第 9 2 条が第 9 2 条の 2 にずれております。施行期日は平成 3 0 年 1 0 月 1 日でございます。

次に、３８ページをお願いいたします。

第９３条の２、法律改正に伴う新設でございます。施行期日は平成３０年１０月１日となっております。

次に、９４条、３９ページの第３項以降は加熱式たばこに係る換算の規定でございます、この規定は５段階変わってまいります。これが第１回目の規定で、今後この部分が第２条、第３条、第４条、第５条でその分だけ率が変わっていくという改正でございます、今後続いていくことになります。

加熱式たばこの課税方式が、現行重量だけで紙巻たばこに換算しておりましたが、新課税方式は重量の要素と価格の要素をセットで紙巻たばこに換算するやり方になります。

次に、４１ページ、９５条、たばこ税の税率「５，２６２円」が「５，６９２円」と、これが第１回目の改正でございます、今後合計３回にかけまして上がっていくという部分があります。

次に、９６条、条例の条ずれに伴う改正でございます。施行期日は平成３０年１０月１日でございます。

次に、第９８条、法律改正に伴う文言整理でございます。施行期日は平成３０年１０月１日でございます。

次に、４２ページをお願いいたします。

附則第３条の２、法律改正に伴う文言整理でございます。

次に、附則第４条、法律改正に伴う文言整理でございます。

次に、４３ページ、附則第５条、法律改正に伴う文言整理でございます。個人の町民税の所得割の非課税の範囲等につきまして１０万円変わってきますので、１０万円を加算した金額になっておりまして、施行期日は平成３３年１月１日となっております。

次に、附則第１０条の２、法律改正に伴う文言整理、項の追加となっております。わがまち特例の創設に伴う改正でございます。

次に、４５ページをお願いいたします。

附則第１０条の３、法律改正に伴う文言整理、項の追加でございます。参照する施行令が変わる関係で変わっております。

次に、４８ページをお願いいたします。

附則第１１条、法律改正に伴う見出し修正、文言修正でございます。見出しの部分、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改正、それ

以降、特例に伴う延長ということで見出し部分が「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」といったように続いていきます。５１ページ、附則第１３条までそういったことで続いていくものでございます。

次に、附則１５条の２、法律改正に伴う文言整理でございます。固定資産税の特例の延長等に伴う年度改正で現行の負担調整措置の仕組みを継承するということで、本文中「平成２７年度から平成２９年度」を「平成３０年度から平成３２年度」に改正をしております。

次に、５２ページをお願いいたします。

附則第１７条の２、法律改正に伴う文言整理でございます。参照している条文がずれているので変わっております。施行期日は平成３１年１月１日でございます。

以上が第１条による改正でございます。

次に、５３ページ、第２条による改正でございます。

第９４条、たばこ税の課税標準、加熱式たばこ換算方式の第２回目の改正でございます。施行期日は平成３１年１０月１日でございます。

次に、５４ページ、第３条による改正をお願いいたします。

こちらも第９４条、たばこ税の課税標準、加熱式たばこの換算方式の３回目の改正でございます。施行期日は平成３２年１０月１日となっております。

次に、９５条、たばこ税２回目の引き上げで「５，６９２円」から「６，１２２円」に税率を引き上げるという改正でございます。

次に、５５ページ、第４条による改正でございまして、第９４条、たばこ税の課税標準、加熱式たばこの換算方式の第４回目の改正でございます。施行期日は平成３３年１０月１日となっております。

次に、第９５条、たばこ税、最後の引き上げでございまして、「６，１２２円」から「６，５５２円」に税率が引き上げられる改正でございます。

次に、５７ページ、第５条による改正でございます。

第９３条の２、参照する条文がなくなりましたので削られております。

第９４条、たばこ税の課税標準、加熱式たばこの換算方式の最終の第５回目の改正でございます。施行期日は平成３４年１０月１日となっております。

次に、６０ページをお願いいたします。

第６条による改正でございます。旧３級品の紙巻たばこに係る税率の最終引き上げの措置が、平成３１年４月だったのが平成３１年１０月までに延長するというに伴う経過措置

が変わるというものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので申し添えます。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。この際申し上げます。全ての議案に対して挙手しない者は反対とみなします。承認第3号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君）　挙手全員です。したがって、承認第3号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君）　日程第5、承認第4号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君）　承認第4号、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成30年4月1日から施行されることとされたことに伴い、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 失礼いたします。

それでは、承認第４号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件。

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成３０年４月１９日提出、笠置町長、西村典夫。

笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。

先ほどの提案理由にありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成３０年３月３１日にそれぞれ公布をされ、いずれも原則として平成３０年４月１日から施行されることになったことに伴うものでございます。

笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

笠置町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書き、「５４万円」を「５８万円」に改める。これは、課税限度額の引き上げでございます。

第２３条中、「５４万円」を「５８万円」に改め、同条第２号中「２７万円」を「２７万５，０００円」に改め、同条第３号中、「４９万円」を「５０万円」に改める。これは、減額措置に係る軽減判定所得の算定方式の変更でございます。

第２４条の２第２項中、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。というものは、マイナンバーに係る情報連携によりまして把握できるのであれば雇用保険、受給資格証明書の提示が不要になるということによる改正でございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は平成３０年４月１日から施行する。

適用区分といたしまして、この条例による改正後の笠置町国民健康保険税条例の規定は、平成３０年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２９年度分までの国民健康保険税について、なお従前の例によるというものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3 番（向出　健君）　3 番、向出です。

承認第 4 号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について反対討論を行います。

中身としては、基礎課税額の限度額を 5 4 万から 5 8 万円に引き上げるという内容。そして、減免を受ける方の対象範囲を一部広げていますけれども、この減免の限度額の引き上げもあわせて行われる中身となっています。限度額の引き上げということは、住民の方の負担の増ということであり、国民健康保険税は引き下げていく方向に進めるべきだと私は考えますので、この中身について反対を申し上げて討論といたします。

議長（杉岡義信君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第 4 号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君）　挙手多数です。したがって、承認第 4 号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君）　日程第 6、承認第 5 号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君）　承認第 5 号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 2 9 条第 2 項の規定に基づき、同法施行令の一部を改正する政令（平成 2 8 年政令第 3 0 7 号）、平成 3 0 年 4 月 1 日施行予定分に伴い、

所要の改正を行ったところでありますが、議会招集のいとまがなく、地方自治法第179条の規定により専決処分をし、平成30年3月30日付にて制定した次第でございます。施行日は平成30年4月1日でございます。よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件。

笠置町介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を改正する条例を地方自治法第179条の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規程により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年4月19日提出、笠置町長、西村典夫。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

まず、説明させていただく前に、参考資料をお渡しさせていただいていると思いますので、もし御準備いただけるようでしたら、そのカラー刷りの第8次高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画の一番後ろのページ、8ページ目になりますが、それを御準備いただける方はそれを見ながら聞いていただけるとわかりやすいかと思います。

それで、説明は3ページからさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 資料ありますね。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） なければ……。

議長（杉岡義信君） ちょっと待ってください。

再開します。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

今、お渡しいただきました資料の最終ページの表を見ていただいて聞いていただければ、わかりやすいかと存じますのでどうぞよろしくお願いいたします。説明は議案の3ページ、保険料率第8条というところから御説明申し上げます。

今回、この介護保険料の改定につきましては、平成28年、29年介護保険事業計画ということで、介護保険事業計画策定委員さんの皆さんの御意見を聞きながら2カ年にわたってアンケート調査、計画を立てさせていただきました。それに基づく今回の保険料改定となっております。

全体で、まず若干お話しさせていただきます。

介護給付費は前年の3年間に比べまして5,800万円ほどの上昇を、これからの3年間で見込んでおります。それに伴いましてはね返ってきます保険料につきましては、27、28、29年の3カ年に比べまして、今後3カ年が1,700万円の上昇という積算をさせていただきました。それに伴ってこれから条例のほうで反映させた保険料を説明させていただくことになります。

まず、第8条の(1)、これは表では1段階になります。この(1)に掲げる者につきましては現行の3万4,800円から3万9,840円、年5,340円の上昇という改正をさせていただいております。

2段階、4万4,800円から5万1,840円、7,040円のアップとなっております。

それから(3)、3段階でございます。これは所得層、それぞれ分かれております。ここでは若干説明を省かせていただいておりますが、5万1,700円につきましては5万9,760円に改正、8,060円の上昇となっております。

それから、4段階、6万2,100円が今回7万1,640円、9,540円の上昇となっております。

それから(5)、5段階、6万9,000円を7万9,680円、1万680円の年間の上昇率となっております。この5段階が一般的に各町村の基準額と呼ばれるものでございます。

それから(6)、6段階、8万9,700円を10万3,560円、年1万3,860円の上昇となっております。

それから、6段階の中でイの段で租税特別措置法の括弧書きを追記してございます。これは、所得指標の見直しが施行令の一部改正で行われましたので、主に土地収用の譲渡所得と、それから長期譲渡所得の特別控除を配慮した文言を今回新たに介護保険料の基準額とするというふうな規定でございます。

それから、4ページにまいります。

(7)、7段階でございます。9万6,600円が11万1,480円、年1万4,800円の増となっております。

8段階、11万7,300円を13万5,360円、1万8,060円の増となっております。

それから、9段階、13万1,100円を15万1,320円、2万220円の増でござ

います。

それから、5ページにまいります。

10段階でございます。14万4,900円を16万7,160円、2万2,260円の増。

11段階、15万8,700円を18万3,120円、2万4,420円の増。

12段階、17万2,500円を19万9,080円、2万6,580円の増。

それから、6ページにまいります。

13段階、最終でございます。19万3,200円を22万2,960円、2万9,760円の増となっております。

それから、2項で特別軽減の規定をしてございます。これは、第1段階の方についてさらに特例的に保険料を下げる規定でございます。第1段階の規定にかかわらず3万1,000円の現行を3万5,880円、これにつきましても4,880円の増という規定となっております。

それから、6ページの下段から7ページの上段につきましては、時点修正、文言の修正ですので説明は省かせていただきます。

7ページの第18条第2項につきましては、今回新たに介護保険事業計画に盛り込まなければならない文言を変更、追加しているところでございます。

それから、22条につきましては、過料の対象の拡大でございます。今まで1号被保険者だけでしたが、今後2号被保険者の配偶者も過料の対象とするような条例改正でございます。

簡単ではございますが、概要の説明にかえさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について反対討論いたします。

今回の改定で基準の月額として5,750円から6,640円。890円もの大幅な引き上げとなりました。町からいただいています資料によっても、第1段階、最も所得、収入が

低い段階でも軽減措置を受けたとしても月額2,990円支払わなければいけない状況にあります。第1段階の方は、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方ですから、決して裕福とは言えません。こうした中で基準額を上げれば、当然最も収入の低い方の保険料も引き上がってまいります。

さらに、近隣の市町村と比べても笠置町は大幅な引き上げ、そして、基準月額自体も大変高い数字となっています。木津川市では、据え置かれまして月額で基準額として5,300円、和束町では、5,950円から6,200円、南山城村では、4,400円から4,830円となっています。笠置町の6,640円は大変高い保険料だと考えます。安心して介護が受けられるためには、その生活者の収入実態も含めて考慮しなければいけないと思います。

以上、反対の理由といたしまして討論を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、承認第6号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第6号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定に伴う専決処分の承認を求める件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正、平成30年4月1日施行分より、指定居宅介護支援者の指定等の事務が同日以降市町村が実施することとされたことに伴い、所要の条例制定を行ったところでございますが、

議会招集のいとまがなく、地方自治法第179条の規定により専決処分をし、平成30年3月30日付にて制定した次第でございます。施行日は平成30年4月1日でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 承認第6号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定に伴う専決処分の承認を求める件。

笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定を地方自治法第179条の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規程により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年4月19日提出、笠置町長、西村典夫。

それでは、議案の概要説明をさせていただきます。

提案理由にもございましたように、本年4月1日から居宅介護支援事業所に係る事業所指定等の権限が今まで京都府でございましたが、市町村に移譲されるということで市町村の条例で新たに制定する必要があるというふうな趣旨の中で制定されるものでございます。

目的につきましては、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を目指すためには町の居宅介護支援事業所を含む地域包括ケア体制をみずから実施していく、機能を高めていく必要があるだろうというふうな趣旨の中で制定されるものでございます。

本町は当然脆弱な体制は否めないところではございますが、目的に沿って精いっぱい本条例に基づき努力してまいりたいと考えております。

まず、1ページ目でございます。

5章に分かれてございます。

この笠置町指定居宅介護支援事業所というのは、ぴんときられない方もあると思われますが具体的に言いますと、包括支援センターと別に、組織の中に居宅介護支援事業所という機能を兼ね備えてございます。その事業所を今現在京都府から許可いただいて笠置町が4月からは指定している形になるわけでございますが、その機能の規定をしていくわけでございます。

第1章で総則、第2章で事業の基本方針、第3章で人員に関する基準、第4章で運営に関する基準、第5章で基準該当居宅介護支援事業に関する基準を規定してございます。

各章の主な条項を説明させていただきます。

第1章第2条では、本事業所の資格要件は法人とするとうたってございます。

それから、第2章の事業の基本方針の中では、第3条で、まず、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないという大前提を規定してございます。

それから、2項以降につきましては、一つの事業者からするのではなくて、多様な事業者を選択肢にして、多様な事業内容も検討しなさいというふうな、独占的な事業はするなというふうな規定が主に書いてございます。

それから、4項では、その1ページの最後ですが、指定特定相談支援事業者等との連携と書いてございます。これは今まで薄いところでしたが、例えば障害者の相談支援員さん等を含むような、そういう広範囲な連携をとるというふうな意味合いでございます。

2ページに入りまして、第3章で、事業の人員に関する基準を規定してございます。

第4条で、ケアマネ、介護支援専門員のことでございますが、常勤1人を置く。それから2項でそのケアマネが担当する人数は35以内ということで規定してございます。

第5条で、事業所には管理者を置かなければならない。その管理者は主任ケアマネ、主任介護専門員でなければならない。それから3項で免責事項がございまして。当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合にあってはこの限りでないというふうなことも規定してございます。

第4章に入りまして、第6条につきましては、事業の運営に関する基準の中で事業の制度、サービスの内容、医療機関との連携を十分配慮しなければならないという内容を、以降書いてございます。例えば、利用者に対する説明責任、文書で提示しながらきめ細やかな説明をしなさいと。ただし、今の御時世ですので電磁的な方法も可能としますよというふうなことがその後書いてございます。

4ページに入りまして、第9条以降でございまして、サービスを受けるに当たっての手續や留意事項、それからサービスを提供する事業者の適正性を確保するための義務規定、取り決め等を書いてございます。例えば第10条の第3項でございまして、要介護認定の申請の更新は更新を予定されている方の30日前までには御連絡申し上げなければならないというふうなこと。

それから、12条の第1項の後段でございまして、介護サービス計画費の額と不合理な差額が生じないような実際の給付をしなさいと、ケアプランに基づいて実施しなさいというふうなところを書いてございます。

それから、5ページの15条あたりからはその具体的な方針を書いています。

6ページにまいりまして、(9)のところ、ここにつきましては、ケア会議、利用者の具体的なサービス内容を検討するケア会議のあり方について書かれています。医療機関、薬局、ケアマネ、関係機関、それぞれ関係者が寄って適正な給付サービスを検討しなさいというふうなことでございます。

14号につきましては、主治医との情報連携を密にしなさいというふうなことを書いてございます。

それから、7ページに入りまして、例えば18号でございますが、この場合は施設入所の場合の連携のあり方、それから、19号につきましては、退院された場合の連携のあり方等々が書かれています。

それから、8ページにまいりまして、24号では短期入所の場合の取り決め、25号では福祉用具の貸し付けの取り決め等を書いてございます。

それから、8ページの後段の16条でございますが、これは法定代理受領サービスに係る報告ということで、笠置町は、ほかの町村も一緒でございますが、京都府国民健康保険団体連合会に審査支払い事務を委託してございます。その関係の規定、情報の報告等々の規定を書いてございます。

それから、9ページにまいりまして、17条では、笠置町の居宅介護支援事業所、利用者は必ずそこを通さなければならないのかということ、そんなことはございません。ほかの町村の居宅事業所も当然選択肢としてございますので、その辺の利用のあり方を規定してございます。

それから、20条以降は、運営規程等細かな規定をしてございます。

10ページに入ります。

当然のことではございますが、25条で、個人情報の取り扱いを日常やっておりますので秘密保持の規定、それから、11ページにまいりまして、28条では、苦情処理、このときの対応を書類的にちゃんとどういう対応をすべきかということを規定してございます。苦情を受けた場合はまず記録をとりなさいと。それを対応し、改善した経過を記録しておきなさい。町が求めた報告に対してはすぐに対応できるようにしなさいというふうなところでございます。

それから、12ページにまいります。

31条につきましては、記録の保存、2年間保存。

それから、第5章、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準でございます。聞きなれないとは思いますが、この今説明した条例に基づく事業所以外にも多様なサービスを受けていただくという観点で、緩和された基準の事業所も設立可能ですよというのがここに当たるわけでございます。主には、法人格の規定が省かれるというふうなことを聞いております。実際には現在該当はないわけでございます。そういう規定を準用して認めますよというふうなところでございます。京都府の条例でも同じような規定がございましたので同様に制定させていただいたところでございます。

13ページにつきましては、本年4月1日から施行させていただいているところです。

それから、経過措置としまして、本事業所に主任ケアマネを置くという規定でございます。ただしその規定につきましては、33年3月末までの猶予期間というのが経過措置という内容でございます。

それから、最後に、本条例の改正によりまして関連条例の一部改正が生じます。笠置町指定地域密着型サービス事業者の指定に関し必要な事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても、記載の内容の一部改正をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出君。

3番（向出　健君）　3番、向出です。

指定居宅介護支援事業、要するに、居宅にしながら介護を受ける方の関係のケアプランを作成したり、介護認定の手続の代行を行ったりなど、居宅にしながら介護を受ける方の支援をする業務をするのがこの事業者だと認識していますけれども、今現在、地域包括支援センターの中にある居宅介護支援事業所によって、この対象の事業をやっているのはそこだけというふうに聞いていますけれども、確認のためにお聞きしますけれども、この条例ができたとしても新たに建物の中で個別に施設をつくってやらなきゃいけないというふうになるわけじゃないと、現行このまま、地域包括支援センターの中の、今の形態でそのまま継続できるということによろしいでしょうか。その点確認したいと思います。

議長（杉岡義信君）　保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東　達広君）　失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問につきましては、基本的にはそのとおりでございまして、包括支援センターとは、組織体とは別ですので、包括支援センターと居宅介護支援事業所は並立しているという考え方でございます。現状とは変更ございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

承認案件の 10 ページの第 22 条なんですけれども、指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品などを備えなければならないと規定がありますけれども、例えばこの面積基準に対しては利用者 1 人当たりには一定の広さとかそういう具体的な規定等々はあるんでしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

保育所とか児童クラブにつきましては 1 人当たり何平米とかいうふうな規定がございますが、この居宅介護支援事業所の設置基準につきましては、設備に関する基準につきまして平成 11 年 3 月 31 日、厚生省令の規定がございます。その中でうたわれていますのが、区画につきましては例えば事務室、それから相談室、会議室を設置しなければならない。事務室につきましては人数分の机や椅子、書籍が設置されるスペース、それから相談室については机と 4 人ぐらいがかけられる椅子を置く必要、それから会議室につきましてはサービス担当者会議等が対応するために適切なスペースを確保する等々のそういう規定がございます。それから設備、備品につきましては、ケアマネジャーの人数分の机、椅子、パソコン、鍵つきキャビネット等々の規定がございます。それから衛生設備につきましては、衛生上の設備を設けなければならないというふうな規定ございまして、そういう形で対応させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

要するに省令によって基準が定められているということですね。はい、わかりました。

最後にお聞きしますけれども、いわゆる基準該当居宅介護支援の事業ということで、要するに、この承認案件の第 2 条では、法人格でなければならないと事業者はそのように規定されているわけなんですけれども、それ以外にも法人格がなくても認めるということ、そういう内容だということなんです。これは、この承認案件のこれが施行されるからそういう法人格以外が認められるという内容になっているということなんでしょうか。そうじゃなくて、もともとそういう制度があって、法人格じゃない緩和された基準があって、あくまでもこれは

その法人格でない場合にも条例内容を準用していきますよという中身という認識でいいですか。正確にちょっとお聞きしておきたいんで。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんの趣旨を完全に酌み取った回答になるかどうか、また違ってればまた追加で御質問いただければいいんですが、既に京都府条例のほうでこの該当の事業所の規定がございまして、あわせてそれを引き継いで、町としての要件としても加えるものでございます。今回新たなところはないということで御理解いただければいいかと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

ちょっと私の認識不足かも知れませんが、お尋ねいたします。

居宅介護というのはこれからどんどん多くなっていくと思うんですけども、それで、市町村へおろされてきたということで、この条例はわかるんですけども、ちょっと確認したいのは、要介護認定というのが5段階あるんですかね。それと要支援というのが1、2とあると思うんですけども、今、社会福祉協議会で訪問ヘルパー事業というのをやっていますけれども、これもこの居宅介護支援の事業に入るんですか、どうなんですか。これはまた別のものなんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの西岡議員の御質問でございます。

今回定めます条例は、あくまでケアプランを作成する事業所ということで、社協がやっている訪問介護事業所は一つのケアプランを受けて実施する事業所、実施する事業所ということで、この条例とは関係ございませんので、御理解よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第6号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、承認第6号、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時40分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第8、議案第25号、指定管理者の指定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第25号、指定管理者の指定の件について提案理由を申し上げます。

平成29年12月議会において、笠置いこいの館の設置及び管理条例の全部改正について御承認いただいた後、指定管理者による運営について議員の皆様とも御協議させていただき、公募を実施。4月11日に開催をいたしました指定管理者選定委員会において、業者選定を行いましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者として指定する事業者は、株式会社フェイス、指定管理の期間は、議決をいただいた日の翌日から平成32年3月31日まででございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長(小林慶純君) 議案第25号、指定管理者の指定につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第25号、指定管理者の指定の件。

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年4月19日提出、笠置町長、西村典夫。

記。

指定管理者の指定。

指定管理者を次のとおり指定する。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び位置。

名称、笠置いこいの館。

位置、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字隅田24番地外。

2、指定管理者となる団体の名称及び住所。

名称、株式会社フェイス。

住所、大阪市城東区東中浜2丁目11番24号。

3、指定の期間。

議決のあった日の翌日から平成32年3月31日まで（2年間）。

以上でございます。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君）　6番、坂本です。

今、いこいの館の改修工事も終了しまして、7,000万をかけて今からまた新しいページを築こうというところですけども、実際、厨房機器等に関しては一切手を加えられていないというような現状ですけども、今回、指定管理業者、まちのほうで出されていますけれども、この新しいパートナーとまちがどういうふうな歩み方をされるのかということは、町民さんもすごい期待はされていると思うんです。

この厨房機器、土埃さんがやっているときからほぼ壊れていますとずっとおっしゃられていましたが、今後新しい業者さんが入られます。この方たちとどういうふうな形で、その辺のてこ入れをされていくのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（杉岡義信君）　商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君）　ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

厨房機器につきましては、株式会社フェイスさんと現地立ち会いのもと、現状の確認をさせていただいております。指定管理者の応募要項の時点で、現状の厨房機器の中で指定管理していただける業者さんということも公募の中で説明もさせていただいております。

現在、完全に壊れている機器につきましては、こちらの町のほうで撤去いたします。今後必要である機器、また料理の内容によりまして機器の大きさ、種類なども異なってくるというふうにお話を聞いております。今後、開店までに、また開店後も料理の内容などをお互い

に話をしながら、機器の構成などの相談をさせていただく予定を、今現在、業者様と話をしておる途中です。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 機器をほかした理由はありますか。壊れているからほかした、それともそれを修理しろと言われたときに、修理せざるを得ないような状況をつくるのが嫌だった、それはどちらですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

機器につきましては、いこいの館開館以来、機器の大きな入れかえというものは行っていないと聞いております。その中で、もう既に修繕不可能なもの、故障してしまっているものというものは、場所もとりますし、また今後新しい機器を入れる場合にそのスペースが邪魔になるということで、こちらのほうで撤去をするというお話をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 坂本です。

僕の感覚がずれているのかもしれないですけども、例えば機器を新しく買いかえるときには下取りとか、そういうふうな値引きの仕方とかもあるはずなんですよ。それをいきなり捨ててしまうことが丸なのか、どこまで検討されたのかということも思いますし、新しい機器を入れるというふうな表現が出たんで、そういうふうな業者との歩み寄り方を、まちとしてしていこうという思いがあるということまではわかりますけれども、じゃ、その財源はどうするのかということです。

今回、いこいの館の指定管理料を払った時点で、あと1億と500万ぐらいのお金、基金が残るという話は先日財政課長からもお聞きしましたが、じゃ、本当にこの新しい業者さんが、自分たちのパフォーマンスを何%させてあげられるのか。まちとしては何%のことをその業者さんに望むのか。

大阪の福島区でお店を経営されている方々がこっちへ来てくれると。この笠置に可能性を見出して来たわけです。じゃ、このまちはどういう歩み寄り方ができるかということを僕はきょうお聞きしたいと思って言っております。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理者ということで、今、議員おっしゃいましたように、大阪の、主に飲料を専門にされている業者様に来ていただけるということで、今まで課題でありました料理部門のてこ入れということが、こちら側も期待しております。

今現在ある機器の中でできる範囲の中で、スタート時点はやっていただきたい。今後、運営の中を見ながら双方話し合いをしていく。指定管理者に業務を丸投げするのではなく、町と指定管理者が協議をしながら、できるだけお客様にたくさん入っていただけるように、そういうことを今考えていますので、今後、業者様としっかり協議しながら進んでいきたいというふうに現在考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回の指定管理者の公募に当たりまして、株式会社フェイスという優秀な企業の方が応募いただき、選定委員会におきましてこの業者を選定していただいたところでございます。この会社は、主に飲食を中心にやっておられると聞いております。

今までいこいの館の大きな課題は、飲食の部分でございました。そこをさらに充実させていただいて、今までの2倍、3倍以上のにぎわいをつくっていただける、そのような大きな期待をしております。今までのようにこの業者に全てを丸投げするのではなくて、行政、また民間、この企業一体となって進めていきたいと思っております。

坂本議員が言われましたように、100%の企業の力を発揮していただきますように笠置町もいろんな面で協力をしていきたい、また、厨房機器におきまして、こういうものが必要、こういうものが必要だと、そういう要望がありましたときには、町としても応えていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長、先ほど坂本議員の質問の中に、財源はどうするんやという質問がありました。それ、まだ答えが出ていないので、答えてやってください。商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 失礼いたしました。先ほどの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどお話のありました交付金につきましては、既に29年度の交付金ということで、その中から厨房機器を買うということはもうできません。

今後の、例えば機器のリースとか購入ということになれば、それは町の費用か、もしくはまた業者様のそういった収入、売り上げの中からは財源となり、厨房機器の購入及びまたリースになるというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

この指定管理者について、町はどこまで説明されたんですか。といいますのは、私、思うんですけれども、今の説明で非常に優秀な企業と、もちろん優秀な企業で選ばれたと思います。しかし、この会社、創立は2016年12月12日、資本金が200万円、従業員10名。これで、笠置のいこいに、この従業員の方が何名来てくれるんですか。

それと、いろいろ書かれているこの館の提案書なんですけれども、これも十二分に見て吟味されて検討されて選ばれたと思います。この提案の中に、疑問に思うことがあるんですけれども、例えばドッグラン設備、これは前のときも一応やりました。それと、キャンプ場の充実というようなこともうたわれています。これ、河原の近く、オートキャンプ場を隣接した場所に設けるとありますが、選考委員の方はどこを目標にしてやられているのか。

それと、社団法人観光笠置との話し合いはどのようにされるのか。

最後、旧笠置館の利用というのがあるんですが、笠置館は個人的な持ち物なんです。こういうときの交渉はどのようにされるのか。また、うたわれているこういう提案書、非常にうまく書いてありますけれども、本当にこれを信じてやられるんですか。

それと、もう一つ聞きますけれども、選考委員の方がフェイススという会社を見学に行かれたんですか。行かれたときの印象はどうだったんですか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、雇用につきましては、3月末までいこいの館で働いておられました有限会社わかさぎ及び株式会社土埃の社員の従業員さんの中で、引き続き雇用を希望される方に継続してフェイススさんのほうの社員となり、いこいの館で働いていただくということを予定しております。人数につきましては、以前3月末まで働いていらっしゃった人数とほぼ同数の人数と聞いております。

続きまして、提案書の中にありましたドッグラン、キャンプ場、そういったもろもろのこととでございますが、あくまで提案ということで、会社側のほうがこういうことができるんじゃないかということの、あくまで提案ということです。ここに書かれていることを全てできるというわけでもございません。松本議員おっしゃいましたように、オートキャンプ場、河川敷の活用というものは規制もありますので、こういった内容につきましては、今後、町と協議をしながらできるものからやっていきたいということを考えております。

あと、選考委員会につきましてですが、選考委員の方々には、こちら側、提出された資料をもって、資料の中で検討していただきました。その前に、こちら側、事務局側としまして、提出のありました業者からヒアリングをし、そのヒアリングの内容を選定委員の皆様にお伝えして、選考委員会を開催した次第でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

私の質問の仕方が悪かったかどうかわからないんですが、10名の従業員の中からいい館に何名来てくれるんですかということを質問したんですよ。何も今のいる方を採用するとか、そういう問題じゃないんです。この会社からいい館に何名来てくれるのかと、10名のうち、それを聞いたんですよ。違うんですか。回答が違うじゃないですか。

それと、この会社を選考委員の方が行かれたかどうかと聞いているんですよ。今、私は行かれたかどうか聞いているんです。行かれていなかったら行っていないでいいんじゃないですか。

そういう答弁はどうなんですか。私の言うている意図が通じていますか。そこで、行かれたら、その会社はどういう会社やったと、そういうイメージはどうかと私は聞いているんですよ。今の回答になっていないんですけれども、これ、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

質問の内容を取り違えまして、大変申しわけございません。

現在フェイスさんの従業員、10名おります。そのうちの1名の方が主になってこちらのほうに来ていただけるように聞いております。

あと、選考委員さんにつきましては、現地、福島のほうのお店のほうに行かれたという話は、私の中では聞いておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

もし町の財政、1,200万を出すということに対して、選考委員の方が下見にも行っていないんですか。その彼らは行かなくて、小林課長でも行くという気はないんですか。これは誰でも同じなんです。頼むときは大概下見に行きますよ。どういう会社かどうかわからへんようなところに、私はこういう仕事を任せるわけないと思います。

それで、先ほど町長が言われたのが、食関係はやっておられますよ、いろいろここには。

しかし、風呂の経営について経験はうたっていないですね。そういう点、どうなんですか。
選考委員にどういうぐあいに説明されてここに決められたのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は現地のほうにはまだ行ってはおりません。ただ、いろいろお話も聞き、インターネットなどを通じてお店の状況というものを拝見させていただいております。

あと、風呂の経験でございますが、株式会社フェイスさんの代表の方が奈良の温浴施設を約10年間、温浴施設の料理長兼支配人をされておりました。そういった経験もございますし、今現在いこいの館で働いていた方々のやり方などを今後お伝えして、その中から今後雇用をしていただけるといふふうに聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど出ていました厨房の件ですけれども、やはり食のことなんで、優秀かどうかは知りませんけれども、やはり一番厨房のことは気にされておりました。2年間の指定管理で厨房に機器を入れるとなれば、減価償却ができないとおっしゃっていました。やはり町で、何でもそういう厨房機器を、一番大事な食の厨房なんです。それが一番大事なんです。何でもこれをやられなかったか。

それともう一点、前から言われているように、レジの問題、フロントと売店等のつながっていない、売り上げがどこであって、何をやっているのか、一発でフロントでわかるようなレジのやり方というか、そういうこともちょっと業者の方は、この前、いこいの館の特別委員会のときにプレゼンで来ていただいて、そういったこともおっしゃっていました。質問された方もおられました。やはり一番大事なものは、レジと、今言うやっぱり食の厨房ですよ。

それと、もう一点だけ、これ関係あるかどうかわかりませんが、今7,000万かけてやっていただいたけれども、一番上の雨漏りのところが物すごいきれいになっています。ところが、その横の、外貨獲得でできなかったけれども、さびた外観が全然できていない、そういったことも業者の方は知られていたんですか。その辺、本当に見てください。てっぺんのところは物すごいきれいになっています。その横が、剥げたところがいろんなところ目につきます、逆に。これで本当にいこいの館はいいのかどうか。業者の方にもそういったことも説明されたのかどうか、おっしゃってください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君）　ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、厨房の機器でございますが、先ほど坂本議員とのお答えの中にもさせていただきましたように、今後の料理内容等によりまして機材の大きさ、種類等も異なっておりますので、今後業者様とお話し合いをさせていただきたいと考えております。

続きまして、レジの件でございますが、レジにつきましては、福島の方のお店もあるということですので、一体的なレジシステム、会計システム等もあるかと考えておりましたので、そちらのほうも、こちら側で購入をしたとしても、それがシステムの的に合わないという場合も想定されましたので、現段階では用意はしておりません。

続きまして、あと外観につきましては、交付金7,000万ということは国の中でもう既にこの部分を改修するという計画で出しておりましたので、その部分はできておりません。

以上、この3点につきましては、業者様との現地の説明会、また、その後の質問の中でこちら側のほうから説明のほうはさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　大倉君。

5番（大倉　博君）　5番、大倉です。

最後の外観なんですけれども、やはり先ほど言いましたように、天井がきれいになって外が見にくいですが、本当に。だから、今後どうされるのか、改修する見込みというか、やはりやるべきではなかったんですか、一緒に。それは基金からか何かから出してやるべき。外貨獲得で7,000万はそこに使われないということだったんですけれども、なぜそのとき外観も、せっかく足組みを組んでやっておられるのに何でそういうことができなかったんですか。

議長（杉岡義信君）　商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君）　ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

7,000万の活用方法につきましては、国の交付金上、交付できる内容が決まっておりますので、今まである機能をどのように生かすかということが前提でありましたので、外観にまでできておりませんでした。

ただ、くちばしの部分、ピンク色の部分につきましては、そこは修繕はいたしております。それは、あの部分が原因で雨が漏ってくるということが原因でございました、3階の雨漏り及び2階の雨漏りにつきましては。その部分は修繕をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

ちょっとこの指定管理の件で、3 点について御質問いたします。

まず最初、基本的なことですが、町長に質問いたします。

このいこいの館の件については、赤字経営がずっと続いていたということで、検討委員会を設置され、そしてその中で出てきた答申が、今のままの経営状態ではもう廃止すべきやという結論でした。その中で、町長はいこいの館を継続していくために、何とか再建したいという形でやられたわけですが、そういうことで、とにかく2 年間は指定管理制度を導入して、指定管理でやってもらうということだったですね。

それと同時に、最終的な方向としては、長期貸し出しにするか、売却にするかということで、町の財政から切り離すということが最終目標やったと思うんですが、それで、今、多分建設省の援助をいただいて、サウンディング方式で長期貸し出しなり売却する業者を今調査されていると思うんですが、そういうことで、町長、その方針には変わりはないかどうか、これが1 点。

それから、2 点目は、今回指定管理で選定されましたけれども、先ほど松本議員のほうからも意見が出ていましたけれども、このフェイススさんを選定された経緯について、もうちょっと説明をいただきたい。何社の応募があつて、それから選定委員の総合的な判断でここになったということやと思うんですが、その辺の経緯についてもう少し説明願いたい、それが2 点目。

それから、3 点目ですが、フェイススさんからの事業計画なり収支計画、これが出ております。その中で、私は、あそこのいこいの館の電気代、水道代、それから温泉の使用料、こういうのを分割すべきやということは、これは8 年ほど前からずっと言ってきましたけれども、今回ようやくメーターをつけて分離するということを、今の改良工事の中でやられたはずですね。ということは、ここの収支計算書にデイサービスからの共益費として、518 万というのが載っていますけれども、これはまだこういうことで相手さんに、指定管理者に対して説明されているんですか、これ、どうなんですか。それは、今、デイサービスから、生楽さんのほうから使用料としてもらっている件と、それが変わってくるからその辺の契約を改定しないといけないよというのは、これは私、何回も言うているつもりですが、その点の経緯について答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私のほうから1 点目について答弁をさせていただきます。

笠置町にとりまして、やはりいこいの館の存在といいますのは、核となりハブとなり、駅前のにぎわい、また笠置山、また河川におけるアウトドア、そういうものをエリア的にマネジメントしていく重要な拠点であると私は位置づけております。そういうことにおきまして、いこいの再生はぜひともやらなければならない、そのように思っております。けれども、その存続に当たりまして、町民の皆様に負担をかけるようなことは続けてはならない、そういう思いで取り組んでいかなければならないと考えております。

検討委員会におきまして、廃止も検討すべきだと御意見もいただいたわけですが、その中でも、町としてぜひとも存続させていくという思いがあるならば、指定管理制度を使って経営を立て直し、それから完全に民間に譲渡できるような体制をつくっていくべきだと、そういう提案をいただきました。それに基づきまして、町といたしましても2年間指定管理者制度を使わせていただきまして、いこいの館の収支を改善して、そういう状況を生みまして民間に委ねていくような流れをつくっていきたい、そういう思いで取り組んでいきたいと思っております。

このいこいの館につきましての再建は、今度はもう最後のラストチャンスだという思いを持っておりますので、今度、企業の方、また町、また民間の方々とタッグを組みながら、何としてでもいこいの館の再生に取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問、1点目、選定委員会の内容、次、2点目、光熱水費の分離の関係につきましてお答えさせていただきます。

選定委員会につきましては、4月11日水曜日1時半から3時半の時間帯で、役場の中で行われました。

選定委員の方々でございますが、町の管理職が3名、外部有識者といたしまして、現在サウディング等の事業でお世話になっております京都大学の吉田特定教授、もう一人、京都銀行の木津支店長、この2名の方を外部有識者としてお招きし、5名の選定委員で選定させていただきました。

事務局側としましては、私、前田総務財政課長、青柳副町長、3名が入りまして、冒頭、2社の業者様から申請がございましたので事前に2社の業者様とヒアリングを事務局で行いまして、そのヒアリングの内容を選定委員の方々にお伝えした次第でございます。

最終、その選定の方法につきましては、各選定委員さんにそれぞれ点数制で、A社、B社どちらかを選定していただきました。選定の時間帯でございますが、事務局であります私た

ちはその選定委員の会場から離れておりますので、詳しい選定の中のお話というものは概略でしかお伺いはしておりません。結果、点数によりまして、2社のうちのフェイススさんが優秀ということで選定された次第でございます。

続きまして、光熱水費の件でございますが、電気代と、あと水道代につきましては、分離ができるように子メーターというものを設置いたしております。今後この子メーターにあらわれます数字をもちまして計算をさせていただきます。こういうことによりますので、先ほどお話のありましたように、デイサービスとの契約の中身につきましては、今後変更となりますので、そういった金額、今までは月額40万という金額でありましたが、そちらのほうは今後変更していくというお話を現在進めております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

一応今、答弁いただきましたけれども、電気の子メーターの件については、これはただ今の電気事業者と契約されているのは、多分使用料だけじゃないんですよ。基本料というのも多分あるはずやから、その基本料をどういう分割するんか、その辺もちゃんと考えてやってください。

それから、あと、町長の答弁で、一応やっていきたいということで、検討委員会の答申の方針についてはそのとおりにやっていくということなんです。それで、この間フェイススさんと議会のほうも特別委員会で話し合いをさせていただきました。先ほど坂本議員のほうからも出ていましたけれども、やはりフェイススさんに、はい、頼みますよだけではうまくいかないと思います。そやから、町のほうも十分フェイススさんの要望も聞いてやって、どうしていったらいいかということ、町としてもやっていかんとあかんと思うんです。

それは何や言うたら、今、プラットフォームなんかでも検討しているけれども、ここの観光事業というのは、一体運営をしてやっていかんとあかんというのは、これはもう全部出ているはずなんです。フェイススさんもそういうことは言っておられた。そやから、先ほど松本議員から言っておられたキャンプ場のところで店を出すとかそういうことも、それからドッグランとかも考えておられるけれども、そういう、向こうのやろうとしていることについて、もっと町のほうも積極的にそういう環境をつくってやってやらんとあかんと思うんです。

そやから、私はもう何回も言うているけれども、白砂川の整備工事、これをぜひ継続して最後までやってもらうということをちゃんと町の計画の中にも入れていかんと、こんな事業者だけかえたってあそこはよくなりませんよ、はっきり言うて。その辺を強く要望してお

きたいと思います。

それと、サウンディング方式で、今、国交省でお願いしているけれども、その辺の経緯についてはどうなっているんですか。副町長、これ、わかりますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の質問にございました国土交通省の事業でございますサウンディング、これは先導的な官民連携事業のリサーチを行うということでございまして、笠置町がっております観光資源、いこいの館でありますとか、あるいは河川敷のキャンプ場でありますとか、あるいはまち全体でありますとか、そういったところのマネジメント、管理運営をどうするかにつきまして、民間企業様に個別に当たりまして、その意向を現在聴取させていただいております。

先般29年度に行ったまとめといいますか、それが、これを行っております受託事業者のほうから概要の説明をいただきました。その結果からいきますと、大変笠置町の持っている観光資源、いこいの館も含めキャンプ場も含め、そしてロケーションも含め、大変魅力的であり、投資をしていくに値するといった御意見を多くいただきました。

ただ、御指摘にあったように、一体的にというところでどのような仕組みが構築できるのか、これは事業者様だけでなく、町の現在キャンプ場を管理しております一般社団法人観光笠置、商工会、まちづくり会社等含め、十分議論をしていかなければなりませんし、その中にはいこいの館の指定管理者にも入っていただきながら、一番最適な、そしてそれぞれが利益を生むような環境をつくっていかねばならないと考えております。

さらには、白砂川の件もございまして、それに付随するキャンプ場全体のこれまで国土交通省に占有許可をいただいております中の規制に関しましても、国土交通省のほうにお願いをいたしまして、ある程度収益事業が可能な方向へ規制を緩和いただけるかどうか、そういったことも踏み込んで議論をさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

この指定管理、2年間の中の契約書の中に、条文について、途中撤退の違約の話を入れやんと、過去に、何年か前、昔に途中で撤退されたところもあるし、この前の、会社は言えへんけれども、20日前に撤退して従業員の給料を払ったところがありますさかい、契約書の条文の中に違約金の発生の条文は入れるべきやと思うんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館の指定管理につきましては、協定書というものを業者様と結ばせていただきます。協定書は2種類ありまして、基本協定書というものの、あと年度協定書というものと、年度協定書のほうは主に指定管理料のことを書いております。

基本協定書の中に、それぞれ運営の細則などをうたっておりますので、そういった中で、先ほど御質問のありました途中撤退とか、そのようなことも十分記載して、結ばせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4 番（田中良三君） 4 番、田中です。

はっきり一言で言うてくれたらええねん。入れられるか入れられへんか、これが結局入れてなかったも、この前の20日のやつで従業員の給料とか払うとか例があるから、それをどっちか一言で言うてもろうたらええ。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本協定書の中に記載させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

率直にお聞きしたいわけですが、これまでも経営改善ということでいろいろやってきて、しかし実際は赤字だったと。今回この株式会社フェイススさんになれば、これまでの状況が改善されるというふうにお考えだと思うんですが、どういう根拠なり、どういうものによって、このフェイススさんなら経営改善ができる、収支改善ができるというふうに判断をされているのでしょうか。その点を御答弁願います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2点ございまして、選定委員会では恐らく申請が上がった両業者に、評価方法を統一した形で評価点をつけられて、それで優秀であるというほうに最終的には決定されたというふうになっております。その選考プロセスは秘密会でございますので、私どもが詳細を知るところではございません。

ただ、このフェイススさんに限りまして、私どもが独自に知り得ることで、ここがやはり

指定管理者として頑張っていただけじゃないかなというところは、先ほど商工観光課長からもお話がありましたように、実際に経営されている責任者お2人に会わせていただき、そして、どのような経営の考え方を持っておられるのか、そして、ふだんは公開は実はされておられませんが、実際に自分たちが経営している財務諸表の中でどういうふうに売り上げをし、どういうふうに利益を確保しているのか、さらに、これも公開はなかなか難しいということではございますが、借入金を借りているところの金融機関、そこがやはり非常に経営力の高いところ、経営者の経営能力の高いところでない、よほどそういう水準が高いところでない融資をされないような金融機関が何社か融資をされて、そして、現在の福島のほうのお店の開業にこぎつけられているというところ見ますと、やはり私たちがこれまで赤字、大変苦しんできたというところを、そういう経営面から根本的にやっていただける、そういう確かなところではないかなというふうに私どもは今確信をしております。

その他、選定委員会ではいろいろな側面から議論はされたと思うんですけれども、このフェイスにお任せして期待ができるといった、そういうところは、やはり経営者お2人にしっかりと話を聞かせていただくことと、そういう書面上の財務諸表その他で判断させていただいた内容によるところということでございますので、ぜひ指定管理になったあかつきには、町も全面的に協力をさせていただき、いこいの館をやはり盛り上げていきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

指定管理料が発生しない場合で業者が受け取っているのであれば、このそうした諸表の分析であるとかいろいろなことからこの業者はいけるだろうぐらいの判断でも許されると思うわけです。

ところが、指定管理料も払う大前提だと。しかもこれまで赤字をずっと続けてきて、今回もまた赤字補填のお金が出ていますけれども、これ、結局、指定管理料が赤字補填の意味合いになっているんじゃないかと。つまり、先払いで指定管理料になれば問題ないけれども、後で赤字を埋めるという形でやれば問題だと。これ、結局、後か先かだけじゃないかというふうに感じてしまうわけです。

責任持ってやるためには、やってみるまでわからないではなくて、もう今の段階で分析をきちっとされて、これならいけると、我々はこういう基準、材料、数字に基づいて、責任持って経営改善が成り立つと判断をしたというところまでも含み込まないといけないと思うん

です。やってみました、2年間でうまくいかなかったらやめましょう、そういう段階じゃもうないんだというふうに自身は思うんです。

逆に言いますと、本当に経営改善の目がある場合に、たったの2年間で判断すること自体こそいいかげんなんじゃないかなというふうにも感じるわけです。先ほどあったような減価償却の問題も出てくるのは、そういう2年という区切りをつけるからだというふうに思うわけです。ここら辺が整合性がないと思うんです。

以前からお聞きしているように、市場分析等はしていないと。これからサウンディングも含めてという話でしたけれども、もうそういう段階じゃないと。今すぐ責任持って判断しないといけないと思うんです。その判断のない中で何となくよさそうだと。料理部門、料理にも力を入れているところだというのは、お話を聞いた範囲ではいろいろお考えをお持ちで、わかりましたけれども、そういう一般論で言う段階じゃないんだというふうに思うんです。

だから、ちょっと自分としては、これ、責任持ってうまくいきます、お金出してもオーケーです、未来は明るいですというふうにできる状況にないというふうに考えるんです。その点、自分のこういう考えに対してそうじゃないというのであれば、説得するような材料等々のお考えというものをちょっとお示しいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の御質問といいますか、御意見でございますけれども、指定管理料に対する考え方というのは、従来から申し上げておりますように、それがやはり本来公の施設を維持管理するためのコストとして必要なものなのか、あるいはいろいろと御意見いただいておりますように、単なる赤字補填ではないかというような議論があるだろうと。それは見解の相違といえば見解の相違であります。

しかし、指定管理そのものの考え方は赤字補填ではなく、公の施設をそもそも管理運営するために行政が負担するコストであるというのがそもそもの考え方であるというのは、ここはしっかり押さえておきたいと私どもは思っております。

やってみなければわからないというのは、それはどの事業でもそうなんですけれども、確たる確証というのは、100%というのはなかなかございません。そして、この業者選定に関しましては、行政も選んでいただいた以上は、ここを、やはり成果を上げていただけるように応援しなければならない、選定委員会がやはり責任持って選ばれたということは重く受けとめております。

その選んでいただいた理由に関しても、詳細はなかなかお聞きすることはできなかったわ

けですけれども、個々にいろいろ伺ったところによると、やはりこの業者の持っているポテンシャルを専門的な見地から評価はされたというのをしっかり私もお聞きいたしました。なるほどと思うところ多々でございました。

そこを踏まえて、今後の取り組みをどう私たちが盛り上げていけるのか、そして、まち全体としていこいの館再生ということを掲げ、皆が協力していける環境を役場としてどうつくり上げていくのか。私どもに課せられた課題であると思っておりますし、既にそういったことはもうスタートしているんだというふうに認識をしております。

ぜひそういう出発点に立ったところを積極的に応援させていただき、後ろ向きにならないように、そしてまた、指定管理料というものはお支払いしておりますけれども、利益を上げていただけるような状況をどうつくっていくのか、適宜お話をさせていただきながら、放置することなく、お任せするだけでなく、個々の経営状況を私どももしっかり聞かせていただいて、これをこう伸ばすためにはこれが必要だというお声にはしっかりと応えていきたいと、そのように考えております。

それを応えさせていただくのは、行政の、私たちだけでなく、ひょっとしたら観光笠置であるかもわかりません、もっと広域の大きな組織でもって応援しようということが必要かもわかりませんし、サウンディングにかかわっていただいている多くの民間企業の方々にもサポーティングしていただく必要があるかもわかりません。そういう状況を的確に捉えて、時期を失することなく、いこいの館、そしてこのエリアを中心とした活性化をこれからの重要な課題として取り組むと、その決意には変わりはないということで申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

過去の業者の問題として、指導が十分できなかったというのが問題点であるというふうなことをたびたび言われていると思うんですが、今後新たに業者が決まるとして、その点、指導または連携については、具体的にどういうことを考えておられるのか。

例えば、以前もあったように、定期的に協議会を持つであるとか、経営状態についてちょっと様子を見させていただく、いこいの館の状況を見させていただく日をつくるといったことを考えておられるのか。この点どういうふうにされていくのかお示しをいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私もフェイススの役員の方とお会いをいたしました。その一番最初に言われた言葉が強く重く残っております。会社といたしまして公の施設を指定管理で受けられること、これは会社の誇りだと思っておりますと、そう言われたことが私はすごく今でも気持ちの中に重く残っております。そういう気持ちで必ず取り組んでいただけると私は信じておりますし、行政といたしましてもできるだけの協力はしていきたい、そのように思っております。

今、向出議員がおっしゃられました定期的な協議につきましては、その応募内容の中にも定期的な協議をしていくと、そういうことが明記されておりますので、そのメンバーにつきましてもまた議会の皆さんとも相談をさせていただきながら、そういうメンバーを構築して、そういう協議会を必ずやっていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

先ほど質問させてもらったとき、事業計画書をもとにこれは検討されたと思うんですが、運営提案書は参考にならんと、さっき笠置館の話もしたんですが、参考にならんというような発言をされていますが、そうすると、反面この事業の契約書も絵に描いた餅かという感じになるんです。

そういう面から考えて、お願いがあるんです。一つ、先ほど言いましたように、下見に行ってもらいたい。それと、今、町長が言われたように、行政と企業が取引するということに関しては、公文書ですから、十二分に資料をチェックしてもらいたい。第一、検討するのは資料ですから、資料を間違うといて検討する余地がないじゃないですか。そういう点、非常に何回も言いますし、各議会ごとにも提案しています。間違いのないように出してもらいたい。

多々ありますよ、この指定管理者の件においても。そういうのに全然気づかないということとは、行政の方がそれに対する注意力がないのか、これはこんなもんやと思われているのか、そういう点、町長として職員のレベルアップはどのようにされるのか。ちょっと話は変わるかもしれませんが、これに対する契約書でどういうぐあいにされるか、ちょっとお聞きしたいと思います。発言ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 会社の下見をされてはどうかという御提案でございますが、これにつきましては、今、即答できません。また検討させていただくということで御了解をお願いいた

します。

また、今までも何回も資料を出させていただいている中で、誤字だとかいろんな面で公文書としての体をなしていない、そういう資料が多々あるということの御指摘をいただいております。そういうことにおきまして、4月から課長会議を月2回するようになりました。その中でもこういうことが起きないように指導を徹底していきたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第25号、指定管理者の指定の件について反対討論を行います。

まず初めに、株式会社フェイスさんのよしあしを問題にしているのではないということをもまず最初に述べたいと思います。

問題になるのは、私自身責任を持って約1,200万円の指定管理料を出すという業者を選ぶのに当たって、まちの側の説明内容、態度等を含めて大変不十分さがあるというふうに考えます。

たびたび具体的に指摘をして、例えば類似団体の経営状況を分析されて、それとの比較で例えば1回当たりお客さんがどれぐらい使っているのかを比較する、または、そのあたりに来られている観光客の数を比較して笠置町はどうなのか等々のようなわかりやすい形の資料を提示していただくようお願いもしましたけれども、そういった資料も示されない中で、どうやって本当に成り立つと判断をされているのか全く理解ができないと。

そして、これまで現実に赤字が続いてきて、たびたび業者、民間の方の話もあって、いや、今回はうまくいくんだと私自身も期待をかけて賛成をしてきたこともあります。しかし、この段階に来て、一般論としてうまくいきそうだとか、そういう問題ではないと。具体的な資料、具体的な数字と判断に基づいてやはり進めるべきだというふうに考えます。その点、まちの対応は大変不十分だというふうに考えます。

それから、これまでも、先ほども指摘しましたがけれども、業者の指導が不十分だったということに関して、それに対する対応策もやっぱりきちっとしたものがない。先ほど協議会は

きちっとしたいと言われましたけれども、やはり事前に協議は月何回ぐらいする方向で、もちろん業者との約束が、話し合いがありますから、回数、頻度については最終変わることもありますけれども、まちとしてこういうことを考えているという具体的な提案というのもしられていないと。こういうまちの姿勢がやっぱり問題ではないかというふうに感じるわけです。

以上を反対の理由として、討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

笠置町には現在、29年度26万人の観光客のお客さんが来ていただいています。そのうち9万人の方が河原を利用されていると。この9万人の方が端的に1,000円のお金をいこいの館で落としてもらえるというふうに仮定しましょう。単純に9,000万円の経済が動くと、この笠置町の中で。たとえ半分の数字でも4,500万円のお金が動きます、いこいの館で。このチャンスを見過ごす手はないと思います。

僕が毎月購買しているアウトドア雑誌があるんですが、その雑誌の中に、僕の大好きな企業さんが今回笠置をロケ地として使ってくれていました。それは全然笠置とは書いていません。ただ、僕ら住民が見れば、あ、これ笠置のあの岩やんとすぐわかるぐらいボルダリングエリア、キャンプ場がこの冬、いつかわかりませんが、撮影のロケ地として使われていた。これということがわかりますか。これ全国のコンビニに売っているような雑誌です。住民さんが知らない事実というのは、全国にいっぱいあるわけです、笠置の事実というのが。

こういう可能性を拾っていける業者さんだと、僕は今回提案書を見たときもそうですし、会社説明を見たときも、ヒルトンで働いてはったと、奈良の健康ランドの総支配人やっていた方が、ミクニグループという、料理の鉄人より上のようなフレンチの巨匠の方たちと働いていた人たちが、この笠置に可能性を見出して今回札を入れに来てくれた、これすごいことなんです。

そこまで皆さん笠置に可能性があると信じていましたか。でも、外の人が見れば、笠置にはまだ可能性という種が残っているんです。次は僕たち住民もこの種に水をやり肥料をやって、思いを投資するときなんです。町長さっきおっしゃられたように、これ最後のラストチャンスなんですよ。この可能性をみんなで見かさんといかん、僕は切にそう信じて、きょう、賛成討論をしたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

なぜ賛成するかというと、この指定管理制度は、条例案は否決されて、再度上程され、賛成多数でされました。そして、今回指定管理制度が選定された指定管理料の上限が 1, 200 万円、今回基金からではなく、過疎債、いわゆる地方債で発行する予定と聞いております。本当にこれ借金してまでやるべきものか疑問が残ります。なぜ基金でやられないのか。

そして、平成 18 年 3 月には、この基金残高は 3 億 9, 000 万円余りありました。平成 30 年 4 月では 1 億円余りの残高です。その多くは赤字補填にこの 12 年間で 2 億 9, 000 万円が使用されました。

さて、笠置町の人口はどうなのでしょう。平成 27 年の国勢調査をもとに、社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口は、笠置町の人口は 2045 年には 460 人と推計されています。22 年の国勢調査をもとにしたときよりも人口減少のスピードが早くなっています。2025 年には、7 年後には 1, 000 人を割り、999 人となっております。ちなみに、3カ町村の 2045 年の合計人口は 2, 901 人で、今、本当に笠置町が取り組むべきは何か、日本全体として人口が激減する中で、笠置町が今、将来に向けて取り組むべきことは何か、社会全体で協力し合う体制の構築である。既存自治体の線引きにとらわれず地域づくりを考えていく新たな発想が求められます。

（「ちょっと賛成討論」と言う者あり）

5 番（大倉 博君） そこでまた後、言いますから。

社会全体で協力し合う体制の構築である。そして、近隣市町村が合併しても問題は解決しない、既存の自治体が本当に立ち行かなくなってからでは遅いんです。人口減少は乗り越えられません。

そうした中で、今回指定管理者が選定委員会で決定されたが、指定期間が 2 年間、今後笠置町の将来人口、財政事情を考え、この 2 年間で本当にいこいの最後のラストチャンスです。いこいの館のあり方はもちろん、先ほど西岡議員の質問に、町長はぜひとも存続させたいとおっしゃいました。以前にも町長はいこいの館に政治生命をかけてとおっしゃいました。しかし、この笠置町が消滅する自治体として現実にあります。

昨日、町長にお聞きしました。いこいの館は 10 年後はどうなっているかとお聞きしまし

たところ、返事はなかったです。残念ながらなかったです。そして、本当に笠置町が将来どうあるべきか、この２年間で政治生命をかけていただきたい、本当に２０４５年には４６０人です。このグラフ、本当に右肩下がりに物すごくなっています。そして笠置町は下から市町村を数えると本当に２０番目ぐらいのところですよ。本当にいこいの館がこれでやっていけるんか。人口がこれになり、財政事情も当然に悪くなります。１０年後にはもっと今より、昼からまたいうのはありますけれども、そのときに言いますけれども、財政事情も悪くなってきます。人口も減る。このいこいの館よりも笠置町がどうあるべきかということを考えていただきたい。

それで、この２年間、一応賛成しますけれども、そういうことで討論を終わります。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第２５号、指定管理者の指定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第２５号、指定管理者の指定の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後０時５４分

再 開 午後２時４８分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第９、議案第２６号、平成３０年度笠置町一般会計補正予算（第１号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第２６号、平成３０年度笠置町一般会計補正予算（第１号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出１３億９，８５０万円の歳入歳出それぞれ４，４９０万円１，０００円を増額し、１４億４，３４０万１，０００円とするものでございます。

主な内容は、総務費では笠置いこいの館の指定管理料１，１３６万７，０００円、有限会社わかさぎの債務及び清算に係る交付金１，４１４万３，０００円と２，８４０万１，０００円を計上しております。商工費では、地域おこし企業人の派遣に係る負担金等

450万円、厚生労働省より事業採択を受け、5月から事業実施となる（仮称）雇用創造協議会への補助金として1,200万円を計上しております。財源は基金からの繰入金や国庫補助金を充当しております。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） それでは、商工観光課が所管いたします歳出予算の資料につきまして御説明させていただきたいと思います。

9ページをお願いいたします。

9ページ、企画費におきまして、今回いこいの館に係ります4月分の費用及び有限会社わかさぎ清算に伴います費用、今後のいこいの館指定管理料を計上させていただいております。

それでは、費目別に御説明させていただきます。

2款総務費、1総務管理費、目企画費、節賃金で、有限会社わかさぎの清算業務及びいこいの館の今現在、清掃等業務に携わっておりますアルバイト賃金といたしまして、8名分、28万3,000円。

同じく11節需用費、いこいの館、今現在デイサービスの運営しております。その中で、もちろん事務室にも職員がおります。それにかかります4月分の光熱費210万5,000円。

12節役務費で、電話代等の通信運搬費といたしまして6万7,000円。

13委託料、空調機、エレベーター等、施設の管理委託料といたしまして31万7,000円、笠置いこいの館指定管理料といたしまして1,136万7,000円を計上させていただいております。指定管理料につきましては、毎月100万円としておりますが、4月分は、あす4月20日を協定書の締結日とさせていただいておりますので、あす、4月20日から4月30日までの11日間分、36万6,667円が4月分となりますので、年額では1,136万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、14節使用料及び賃借料といたしまして、館内で使っておりますコピー機等機器のリース料といたしまして11万9,000円。

19負担金補助及び交付金といたしまして、有限会社わかさぎ累積債務額1,190万8,593円、わかさぎ清算に関する支出予定額223万4,220円、合計合わせまして1,414万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、款商工費、1商工費、2目商工振興費といたしまして、雇用促進協議会補助

金1, 200万円を計上させていただいております。

今年度厚生労働省が所管しております地域資源で雇用を創出いたします実践型地域雇用創造事業の第1次採択地域といたしまして、全国13地域の一つに笠置町が採択されました。なお、採択期間は今年度から平成32年度までの3年間でございます。

事業内容でございますが、人口減少、高齢化による担い手不足や特産品が少ない課題に対応し、効果的に雇用創出を図るために商工会、観光笠置など、地域の関係機関で構成されます笠置町雇用創造協議会を4月中に立ち上げ、ハローワーク等関係機関と連携し、事業推進員2名、実践支援員2名、計4名の採用の準備を現在始めているところでございます。

協議会成立後は、笠置町の産業振興政策や地域づくり施策などと連携のもとに、雇用対策につながります観光商品の開発や特産品の開発に取り組みます。事業費といたしましては、厚生労働省から全額国費といたしまして協議会に直接委託金が交付されますが、今回委託金が交付されるまでの5カ月間分の費用といたしまして1, 200万円を笠置町が協議会に補助し、厚生労働省から協議会に委託金の交付があり次第、減額補正という対応をさせていただきたいと思っております。

以上で、商工観光課が所管させていただいております企画費、商工費の補正予算説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

総務財政課で所管いたします歳入のものと、歳出に関しましては、所管課といたしますが、所属に関しては商工観光課となりますが、人件費関係ですので総務財政課のほうで説明させていただきます。

先に、先ほどの続きであります9ページの下段、6款商工費、1項商工費、3目観光費のほうで御説明を先にさせていただきます。

観光費のほうで450万円の増額をさせていただいております。既に御承知いただいていることと思いますが、4月から地域おこし企業人ということで1名、民間の近畿日本ツーリストのほうから派遣を受けております。その方の人件費に係るものについて計上させていただいたもので、直接町のほうがお支払いさせていただくものとして活動に係る時間外勤務手当や活動に係る旅費、それから負担金及び交付金につきましては、人件費相当分といたしまして行政実務研修負担金ということで、近畿日本ツーリストさんのほうにお支払いさせていただくものとなっております。合計で450万円となっております。

前後して申しわけございません。８ページに戻っていただきまして、歳入のほうの財源について御説明させていただきます。

１０款地方交付税といたしまして、４５０万円を増額しております。これにつきましては、先ほどの観光費で地域おこし企業人として４５０万円が特別交付税として措置されるという見込みのもと、４５０万円を計上させていただきました。

１３款国庫支出金、２項国庫補助金、６目商工費国庫補助金ですが、こちらは商工振興費のほうで見えておりました雇用促進協議会宛てに補助が出ることとなっておりますが、一旦町のほうで事業費の負担をさせていただきますので、１，２００万円を地域雇用開発助成金ということで計上させていただいております。こちらにつきましても、歳出と同様、雇用促進協議会宛てに交付金が補助の支出があった後、減額の補正で対応させていただく予定としております。

１７款繰入金、１項基金繰入金、４目ふるさと基金繰入金１，７０３万４，０００円を補正額で計上させていただいております。こちらにつきましては、有限会社わかさぎの清算等に係るものを計上させていただいております。基金の取り崩しをしております。

１８款繰越金は６万７，０００円を計上しております。その下の２０款町債といたしまして、過疎対策事業債を１，１３０万円計上しております。この繰越金と町債の合計額が指定管理料の支払い金額となるものでございます。町債の性格上、端数処理といたしまして６万７，０００円は繰越金で充当するということとしております。

財源につきまして説明を終わらせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。向出君。

３番（向出　健君）　３番、向出です。

今回の補正に有限会社わかさぎの清算に関する部分が入っているわけですがけれども、この清算の利点、有限会社わかさぎを解散する利点というのをきちっとやっぱり説明を願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君）　副町長。

副町長（青柳良明君）　ただいまの向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

有限会社わかさぎの業務は、笠置いこいの館の委託業務でございまして、３月３１日をもってその業務が終了いたしました。それは、昨年１２月に条例改正をいただき、新たな管理の形態として町または指定管理者が行うということになっておりますので、わかさぎの委託業務が３月３１日に終了いたしました。それに伴いまして、有限会社わかさぎが今後存続で

きるかどうかに関しまして、基本的にいこいの館の管理運営のみを目的とした会社でございますので、存続をさせていくという意義といたしますか、目的はございません。

したがいまして、清算をさせていただき、経理的には所要の措置をとり、最終的には登記を抹消したいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

住民の方にとったら清算に係る費用だけでも二百数十万ぐらいあるというのと、もう一つは、まちが出資をした 8, 0 0 0 万円の資本金、これについては債権放棄するという形になっているということで、要するにそれだけのお金を放棄したり、かけたりしてまでなくさなくても、存続してもいいんじゃないかという気持ちの方も、率直に思われる方もおられると思うんです。

なので、その点について解散したほうがいいんだと、利点があるんだという、もうちょっと積極的な理由についてきちっと示していただきたいなと思うんですけれども。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

存続をするというふうになりますと、業務を行うか行わないのかということになります。業務を行えるかどうかに関しましては、基本的に、わかさぎが行える業務というものは残念ながらございません。そして、存続するとなりますと、休眠という形で存続をさせることになります。有限会社というのは、現在のところ、会社法上存在しないという会社でございます。現在特定有限会社という特別な形でのみ存続が許されております。

したがいまして、今後、一旦こういう業務を終了した後、存続させる場合には、株式会社にするか、または解散するかというような形をとらせていただく以外に方法がございません。仮に休眠としていった場合に、これは全国的によくある話なんでございますが、休眠法人の売買といったような悪用もされかねないということもございますので、そういったリスクを排除する意味からも解散が適当と考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

将来的に売却や長期譲渡も含めて考えたときに、有限会社わかさぎというのが障害になるということがあるというような意味もあったんではないかなと思うんですけれども、今のままですと、これだけの清算の額をかけずに残したほうが良いということになってしまうんじ

やないかというふうに思うんですけれども、二百数十万の清算費をかけて、そして持ち物も特定寄附という形で、まちにして8,000万円のまちの出資ももう債権放棄と、返してもらわなくていいですよとするだけの利点、意味というのをもうちょっと明確にしないと、今のだけの説明だと、やっぱり意味はないけれども、置いといたほうがいいじゃないかという話にしかならないんじゃないかなというふうに思うんで、ちょっと説明が自分の認識と違ったので、ちょっともう一回きちっとお願いしておきたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） これはいろいろ考え方があるのかなというふうに私もと思いますが、存続をさせるということは、何かの業務を将来担わすことが想定されるといったような場合、存続させるということが必要かも知れませんが、その場合に、現在の会社の形態あるいは定款で存続させ、将来の業務を担わすということは不可能でございます。もしない場合には、やはり解散をするというのが選択肢としてはやはり大きい。

それと、休眠法人といえども、管理はしていかなければなりません。それはどこがするのかということがやはり出てまいります。休眠法人に関しても一定の報告を求められた場合には、それをしっかり報告しなければならないということで、その管理のコスト、その他やはり必要になってまいりますし、会社としてある以上、ほっておけないということがやはり負担になるというのも大きな理由の一つではございます。

将来、本当に今の有限会社わかさが何か担えるかもしれないといった場合に、新たにわかさぎにかわる、わかさぎのこれまでの取り組みみたいなものを継承する新たな会社法人といったものを設立するといったことで、やっていくのが適当であると考えておりますので、多少今回コストというものをかけなければなりません、これは会社であれ、どんな団体であれ、解散をする場合に法律的な手続、会計的な手続をとらなきゃなりませんので、これはいたし方がないだろうというふうに思っています。

また、休眠するにしても、ゼロ清算をしていかないと休眠できません。何がしかの財産を持ったまま休眠をするということになりますと、その財産に関して報告をしなければならないということになりますので、結果的にはやはり存続といいますか、残しておくことも、それから解散することもそれほどコスト的には変わりはないというようなことで理解をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

9ページの13の委託料の1, 100何万か、これはなぜ指定管理料は過疎債でやられるのか。そして、笠置町過疎地域自立促進市町村計画、28年度から32年度にかけてありますけれども、これを見ていたら、どこに該当するんですか。ここにはそういったことが、ちょっと私にはわからないんですけれども。年度計画でやって、これ、5年間の計画、時限立法なんですけれども、どこに過疎債を使えるということがこの笠置町の計画の中にあるんですか。もしあったとして、これは本当にどこの事業計画、法律もありますけれども、見てくれるけれども、なかなかわからないんですけれども、なぜ本当に、これ、どこに該当するんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

過疎債を借り入れる場合の施設ですけれども、過疎債のソフト部分というのがございまして、指定管理料につきましては、該当するものということで京都府のほうからも聞いております。

ただ、現在協議中ということで、確定ということにはなっていないのが現状なんです。今後の予定といたしまして、今、大倉議員がお示しいただきました計画の本文の改正が必要となってきます。商工業の振興、観光の振興、そこらあたりの本文を改正して提案させていただく。議会の本文になりますので議会の承認も必要です。6月議会になるのか、9月議会になるのかわかりませんが、京都府のほうからオーケーいただきましたら、速やかにその手続をさせていただきたいと思っております。

施設につきましても、町の保有する観光やレクリエーション施設につきましては対象となっておりまして、多分本文改正させていただいて、起債、過疎債の対象となってくるものと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そうですね。だから、私もこの過疎債の5年間の時限立法のを見ていまして、全然そこに出てこないんですよ。これ、新たにまたほかにいけるかどうかかわからないから今質問したんですけれども、地方債の中でも計画に基づいて事業の財源ということになっているんで、やはりこれから申請して、本当にこれがおりるかどうかわからんのでしょうか。今そのようにおっしゃったけれども、申請するけれどもね。そうすると、もし、これ、おりなかったら、要するに基金からということになってくるわけですね。そうすると、なぜ初めから基金

から繰り入れされなかったんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員おっしゃいます基金の繰り入れに関しては、ふるさと基金というものが、今回1,414万3,000円という金額を取り崩しさせてもらっております。

今のふるさと基金の積み立ての状態は、積み立てられていない状態がずっと続いております。基金の条例で積み立てる項目といたしましては、定期預金にかかっている利子分の積み立てのみとなっておりますので、議員の皆様心配していただきましたように、基金が目減りしているばかりやという状態になっております。

過疎債につきましては、地方交付税で70%のバックといいますか、戻ってくるということもございますので、利子、それから利息の分と、いろいろ考えましたら過疎債でも十分有利なものと思っております。

今後、もし充当できなかった場合をおっしゃっていただきましたけれども、その場合はまた御相談させていただいて、基金ということも考えようと思いますが、今は過疎債の笠置町の枠といたしましてはまだ余裕がございましたので、過疎債を申請しようということで話を決めさせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今お聞きしたように、まだわからないということなんですけれども、次に、例えば地方債の発行は、きょうもらった12ページの歳入ところで、1の町税と20の町債、これが大体1億5,000万ぐらいの、どっちにしろ1億5,000万ぐらいですね、どっちにしろ。そうすると町税で、例えばですよ、町債を1年間でこれを賄うという、自主財源の1億5,000万が町債に1億5,000万、とんとんになるわけですね。それは後年度負担でどんどんなるんですけれども、本当に笠置町の財政事情として、これが本当に町税がどんどんふえればいいんですけれども、町債も発行すればいいと思うんですよ。だけど、この町税と今20の町債とが1億5,000万とんとんですよ。こういった事業の予算のあり方というのは、私もちょっとわからないんですけれども、おかしいことはないですか。

そして、過疎債、確かに7割は普通交付税で3割はどっちにしろ借金ですよ、町債に入ってくるんですよ。だから、そうすると、本当に町債の発行というのは後年度負担を視野に入れて、本当は抑制しなければならないんですよ。だから、先ほどこないして言いましたよう

に人口の減少、町税の物すごく減少になると思います。わかさが解散になりましたけれども、固定資産税や、来年は200万近こうが町税が減額になると思います、わかさからもらっている金がね。それぐらい、200万近うあったはずなんです。やっぱり町税も減ってきますよ。だんだんと地域が高齢化になり、サラリーマンが退職されたら、本当にもうお金がだんだんなくなってくるんです、だから後年度負担にはね。

そして、町長、25年の監査のとき、たまたま見ていましたら、町長が監査委員をやっておられたんですけども、総括意見の中で、地方債の発行は後年度負担を視野に入れ、抑制に努めるべきであるとコメントされているんですよ。今回、町長、町債と町税が同じような数字になるという。本当に町債というのは抑えなあかんですよ。町長はそういう監査意見でコメントを述べられている。どうですか、その意見は。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町の今の財務状況といいますか、そういうのにおきましては、財政課の頑張りもございまして、経常収支比率だとか実質公債費だとか将来負担率とかというのは、極めて健全な中に入っております。

そういう中で、ことしにおきまして町税が1億5,000万、町債も1億5,000万、ほとんど同様の額だとおっしゃられています。これにつきましては、将来に向けましてやはり町税を上回るような町債はすべきではないと考えておりますが、今年度の事業におきまして、やむを得ぬ町債をことはふえた、今年度の事業に当たりまして、今年度は町債がこういう状況になってしまった、そういうことで認識をしております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本さん。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今説明あったんですが、いこいの館の累積赤字について、ちょっと説明をお願いしたい、お聞きしたいと思います。

今、前回もらいました資料で、休業補償を土埃30万という金額が未払いで残っていますね。これ、前の会議のときに再度交渉するという形になっていたんですが、これが一応どうなったんかと。

それと、いろいろ負債の中で支払っておられます内容を、一応前回、これ、もらいました。ここでちょっとお聞きするんですけども、水道代、29年8月分から残っているんです、10月まで。その金額236万2,000円。あとは払っておられますけれども。こういう残っている残とか、また新聞広告折り込み料1月分、2,754円が残っていると、また

産業振興会館のごみ袋、これは30年1月ですが、900円残っているとか。これ、いろいろあるんですけれども、どういう方法で支払っておられるのか。これ、早く言いますと、小さい企業の場合、1月に請求していても払ってないところがありますね、笠置町の企業で。松本農林とか、いろいろあるんですけれども、この支払いなんかはどのように決めて、払うたり払わなかったりしているのか、まして1月の請求書来たやつがまだ払っていないという状況、ここに書き上げられているこの金額が1,111万ですか、そういう金額になるんですけれども、この支払い方法は一応どのように選別されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、土埃さんとの補償の件でございますが、現在、相手さんと、十分な資料がまだ出ておりませんので、その資料が出た段階で十分内容を精査いたしまして話をさせていただきたいというふうに今現在考えております。

続きまして、未払いの分ではありますが、基本、古い順番から、もちろんお支払いするという事で、わかさぎさんのほうに指導をいたしまして、古い月数から払っていくように指導をさせていただいております。その中で、まだ立てかえ払いとか、そういったところで残っている分があるということでございますが、こちらのほうにつきましても、早急に対応させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本さん。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これ、先ほど1番最初に言いました水道料金なんですけれども、230万、金額。ずっと残っているんですね。これが平然と書き上げられてきて、全然払う見込みがないということになっているんですけれども、これはどういう意味で支払いされないのか。これ、一般の家庭だったら、どうなるのかということも加味してやられておられるのかということに一般の町民では非常に理解できないと思います。

話ちょっと変わりますけれども、ここで、先ほど言いました今回の累計負債は1,111万2,000円と書き上がっていますね。これはこれでいいとして、このほかに、町長が専決された447万円という金額も入っているんですよ。

それと、今回ここで入ります指定管理者1,100万と。まあ1,200万の計算なんですけど、そういうことを加味すると同時に、10月から町職員が3名いたらですよ、給料を仮

に3人、80万として6カ月、480万。これでいくと、こういう負債は、はっきり言うと、3,238万2,000円になるんですよ。こういう負債はどのように町民に説明されるんですか。これ、私は物すごく理解に苦しむんですけども、その点ちょっとお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 10月からわかさぎに企画観光課の分室を置きまして、職員2名、嘱託職員1名を設置いたしました。その中で、現場で、わかさぎこいの館のいろんな問題を把握していただくことや、また工事を現場で指導していく、そういうふうな思いで設置をさせていただきました。

そういう中で、いろんな取り組みについても、有限会社わかさぎに対しましてアイデアとかいろんな意見を出していただきまして、それらに基づいて、いろんな取り組みなどをこいの館はしてきたわけですが、それが目に見えるような形で出なかった、そういうことは事実でございまして、そういう経営面につきましては、大きな改善に至らなかったわけですが、現場におきましていろんな問題点を把握することができました。

今まで業者任せになっていたことが、実際見聞きをいたしまして、いろんな清掃が十分行き届いていなかったこととか、また、源泉がぬめり感がなくなってきたとか、いろんなそういう問題の原因の真相がつかめた、そういうことでもございましたから、決して3人をそこに設置したことにつきましては大きな誤りはなかったと感じておりますし、次の指定管に結びついていく効果が十分あったと総括をしております。

議長（杉岡義信君） 答弁される人は、挙手で大きな声を出していただかないと誰が答弁するのか、こちらから探し出さんなんということがあるんで、答弁される方は大きな声で挙手をお願いします。

ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、町長が説明されたのは、3名いたと、成果が出たという報告だったと思うんですが、これ、ここの資料で10月から行かれているんですよ。それで残っている金額は30年1月27日、その前は29年10月30日の水道代、笠置町の78万9,818円、そこからずっと来られたんですよ。原因がわかって、どのように改善されたんですか。これで200万しか減ってないですよ、合計しますと。これで原因がわかって対応できたという町長の判断ですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 収支面につきましては大きな改善は見られなかった、そういうことでございます。そのかわりといいますけれども、いろんな問題点が把握できたと考えております。先ほども申しましたように、そういうことを次の指定管の方に引き継いでいきたいと考えております。水道代につきましては以前から指摘をしていただいております。8月、9月、10月分について未支払いになっております。いこいの館に關しまして電気代、水道代、灯油代が大きなウエートを占めております。

その中で、甘い考え方ではございましたけれども、どうしても電気代や灯油代を優先してしまった関係で、水道代がこのような形で残ってしまった、そのような現実でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

町長の答弁は、それでわかったような、わからないようですけれども、これ、先ほど言いましたように、町民にどういうぐあいに説明されるんですか。ここに出ている赤字について、どのような方法で町民に説明されて、納得させていくつもりですか。私は、町民がこれ聞いていたら納得いかないと思いますよ。その点どうお考えですか。そして、そのPR方法はどのような方法をとられるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このような大きな累積赤字を出してしまったことにつきましては、本当に申しわけなく思っております。

従業員の方、またスタッフの方におかれましては一生懸命精いっぱいやっていただきましたけれども、結果としてこういうことしかできなかったということにつきましては、わかさぎの社長としての私の責任をすごく感じておる次第でございます。こういう大きな累積赤字を出してしまった、このことにつきましては、何らかの形で返していかなければならない。それは、やはりいこいの館をしっかりと再生して、町民の皆様が本当に利用していただく、健康福祉増進につながるような、そのような施設に再生していくことが、これらに対してのおおわびといいますか、こういう形で返していくべきだと、そのような決意をしております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

9ページの商工費。これ、雇用促進協議会補助金1,200万、これはわかるんですけれども、これ、5月から協議会を発足させていくということですが、それから、人件費が、あれ4名やったかな、事務員を雇用していくということで出されておるわけですが、

も、事務所はどこへ置かれるのか。

それから、協議会をいつ発足、もう既に予定はされているのか。5月からというたら、もう何日も日にちありませんので、その辺どうなっているのか、お伺いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 雇用促進協議会に関します西岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、仮称でございますけれども、笠置町雇用創造協議会の設立準備に係る打ち合わせ会を開催させていただいております。構成メンバーは、笠置町、一般社団法人観光笠置、商工会、そして笠置まちづくり株式会社の事務担当者で協議をさせていただき、4月中に発足できるように調整を現在させていただいております。これ以外に、金融機関を入れるということになっておりますので、金融機関に関しましては、また協議の上、しかるべき金融機関をこの中に加えさせていただきたいと考えております。

それから、今回、事務所の関係でございますけれども、現在のところ、事務所といたしましては、いこいの館の2階でございます倉庫スペース、これは今回改修工事の対象にはなっておりませんので、事務室としては、まだまだ掃除をしないと使えないんですけれども、そこを整理させていただきまして、使えないかどうか、これも町と協議をしなければなりませんけれども、そういうことで事務所スペースも確保させていただきたい。

なお、そこで発生する賃料や共益費に関しましては、現在いこいの館の中で、その部分の賃料設定というのはございませんので、そこに関しまして、また町とは御相談させていただきたい。さらに電気代でありますとか、共益費的な部分というのは当然また発生してまいりますので、そういったことに関しましても、どういうふうな計算で、どういうふうな金額をお支払いするのか、そこもまた協議をさせていただきたいと考えておりますが、今のところ、いこいの館の中で雇用創造協議会の事務所を設置したいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどからも出ていますように、有限会社わかさぎの累積赤字なんですけれども、以前も公募したときにも、これ以上は赤字はないようにと、経営の努力の中でという結果、また赤字が出たのでお願いしと言われても、正直、なかなか納得しづらいんですが、この原因の分析とかも明確に示されていないと、改善点も明確に示されていないんじゃないかと思う

んですけれども、先ほど従業員の方は一生懸命頑張ったけどと言われましたね。

ということは、一生懸命頑張っても結果が出ない施設なんじゃないかということになってしまうと思うわけなんですけれども、それでいいんでしょうか。これから株式会社フェイスさんがやっていけばうまくいく、それだけのポテンシャルはあると判断をされているはずだと思うんです。そうじゃないなら、先ほどの発言はおかしいと思いますし、赤字だった原因というのも何らかの形で分析をされて、つかんでおられるのではないかというふうに思うんですが、この点は、もう一回きちっとやっぱり住民の方に、税金を使って赤字を埋めるわけですから、住民の方にもわかるように、なぜこうなったのか、その原因の分析、そして改善、そしてこれからはこういうことがなぜ解消できていくのかという点を、きちっとわかるように説明を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） これまでの赤字の原因につきましては、今までも特別委員会など、また議会におきましてもいろいろ質疑を重ねてきたところでございます。

大きな原因といたしましては、やはりいろんな風評がございました。飲食がまずいとか、いろんな不評をいただいております中で苦戦をしてきた、そういうところでございます。また、コモンズさんや土埃さんに丸投げをしていたということにおきまして、お湯のぬめり感がなくなってきたということでお客さんが離れた、そういう現実もございました。そういうことも直接見聞きをした中で、そういう原因がつかめてきましたので、そういうことも改善をして取り組んでいきたいと考えております。

フェイスさんにおきましては、先ほども申しましたように、すごく信頼できるいろんなアイデアもお持ちですので、行政と力を合わせまして赤字解消に取り組んでいきたい、そのように考えています。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問に、10月から現地に行き、3月末までわかさぎの社員とともにいた者として話させてもらいたいと思います。

やはり急激な入り込み客数の伸びというものがございました。いろいろアイデアと、アイデアといいますか、今までなかった入り込みのイベントなども提案はしてきて実践はしてきたわけですが、それも数字という形として結びつかなかったように、結果として反省しております。

そういった反省点という実体験したその反省点を、今後、指定管の方々に実体験としてお

話をしていきながら、よりよいこの館の改善に向けて、これから進んでいきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

どうしても気になっているのは、先ほどからも指摘させていただいてはいますが、この環境というものが本当に経営が成り立つほどのスペックがある状況にある、それだけのものがあるんだと、市場的にも成り立つんだというのを町として本当に確信持っておられるのかなと。そういう分析も特に細かく示していませんから、どうしても気になる点なんですね。食事をおいしくする、いろんなイベントを打つ、そういう改善はわかるんですよ、よく。

だけど、それでも本当に成り立つのかというのは、やっぱり踏み込んで判断をしていかないと、また同じことが繰り返されたら、結局、スペックが足りなかったと後から言うのでは、やっぱり責任問題だと思うんです。今の段階で、やっぱりスペック的には十分成り立つんだという、もっと根拠をしっかりとつかんでいただくとともに、こちらにも自信持って示していただきたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、笠置に来ていただいている方がすごくふえております。私はすごく実感で感じております。桜が咲く前の週ぐらいの金・土・日、金・土・日、今まで以上の、2.5 倍の人が笠置に来ていただいている、そういう統計が出ております。朝から坂本議員が言われましたように、キャンプに9 万人も人が来られております。そういう、今、笠置町に大きないい風が吹いておる状況でございます。

その人たちがいこいの館を利用していただく、そういうふうな仕組みづくりというのがこれから問われてくるわけでございますけれども、私はそのように高いハードルではないと考えております。そういうノウハウもフェイスさんや、また行政、また笠置町のいろんな団体の皆様とも知恵を絞りながら、そういう方々をいこいの館に迎える、そういうことは必ず実現すると私は思っていますので、いこいの館の収益は必ず改善していく、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

地域おこし企業人、時間外手当が出てはいますが、主としてどういう働き方をしているだけでしょうか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし企業人、地域おこし協力隊、外部からのそういったスキル、知見を持った方々に、旅行業者の方に週3回来ていただきまして、今笠置町にない観光ビジョン、観光の数値づくり、そのあたりのものを今後つくっていき、今たくさんの方々がお見えになっているアウトドア、また山、そういったところをきちんと計画をつくって数値化していき、目標を立ててということの、まずは計画づくり、そちらのほうの事業にただいま従事していただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

今度は、今年度は計画づくり、それとも半年で計画をつくる、どういう段階で、どういうスケジュールで動いていくのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度、今現在、町内のいろいろなことをリサーチ、外部もリサーチしながら1年間で計画をつくるという計画でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

じゃ、1年で企画して、その後のスケジュールはどうなっていますか。3年間雇用されるようなイメージではいるんですけれども、じゃ、3年後には何をどうできるかみたいなイメージは、もう商工観光で持っておられるのか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし企業人の方の動き、そしてまた、今まで進んできた、去年地方創生の事業で進んできたアウトドアなどの事業をクロスさせながら、今年度は計画、来年度以降からは実際に先ほどの雇用創造協議会もございますし、人を入れる、観光交流人口をふやすというふうに来年度以降は実践的な取り組みを目指し、現在進んでおります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

累積赤字のことについて最後にしたいと思いますが、要するに、これ、累積赤字でいくと、

提示されている資料では1, 111万ほどですね。さらに指定管理料は約1, 200万ほどと、さらに清算にかかわっては300万と、これだけのお金を出してほしいという町の側からして、それにしても余りにも根拠が弱い。キャンプ場9万とか、そういう一般的数字はわかりますけれども、それだけで、これだけのお金を出してくださいと、例えば銀行の借りに行くのに事業計画を説明するとしたら、もっともっと細かい資料、もっともときちつとしたものを示すと思うんですよね。

まちの態度として、こんなことでこれほどのお金が出してもらえていること自体が、自分としてはとても脅威といいますか、驚きを禁じ得ないんですが、今後、サウンディング調査等をされるということですからけれども、今後その調査でもそういった参考になるような資料というのをきちっと分析されて提示していただけるんでしょうかね。これまでのまちの資料だと大変そこら辺を心配するんですね。そのあたり、きちつとしたものを出してほしいということを、要望も含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、補正予算で多額の予算をお願いさせていただいております件、大変私どもも心苦しく、恐縮には思っております。が、これをやはり私たちは教訓とし、糧とし、未来へ向かって進んでいかなければならない、そういう大きな反省、教訓、そして次への展望といったようなものを持っているということは御理解をいただきたいと思っております。

そして、サウンディング調査等を進めていくということで、現在町のほうにまとまった資料がない、データがないということでございますが、ある程度のデータ類に関しましては特別委員会でもこれまでお示しさせていただきましたが、よりマーケットがどういう動向なのかとか、具体的に事業者の意向はどうなのかといったことに関しましては、やはりしっかりとしたそういうデータといいますか、調査概要に関しましては御報告はさせていただきたいと考えております。

国のほうが全面的にかかわっていただいている調査でございますが、やはり対象となっているのは笠置町でございます。私たちも主体的にそういった調査をてこに、それを活用して、先ほどからいろいろと御指摘をいただいております笠置の負の部分プラスの部分に展開していきたい。そのために、何がやはり民間事業者としてでき、そして我々に求められている役割は何かといったことをより具体的にしていく必要があるかと思っておりますので、そういったプロセスもこれからは皆様方にお示しをし、そして、お知恵もおかりをしたいとい

うふうに思っておりますので、どうかよろしく御協力を賜りますようお願い申し上げます。
以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

議案第 26 号、平成 30 年度笠置町一般会計補正予算の件について反対討論を行います。

この予算には、笠置いこいの館わかさぎ維持管理交付金として計上されています。この中には、累積赤字、そしてわかさぎの清算等の費用も入っていますけれども、これまでもさんざん赤字については経営の中で努力をし、ないようにしていくと、解消していくと、たびたび出すたび、出すたびに、私も賛成したことがありますけれども、言われてきた中で、また赤字になっていると。それについて、もっと十分な形での資料提示があって、なるほど、これならうまくいくというだけのものを、どれほど言っても、そこまでのものに到達しない段階でしか説明いただけないと。

大変自分はそれに不満を持っているわけですが、これで本当にいいんだと町が考えているその姿勢が、やはり今後の行政の運営の基礎としても、対応、立場としても大変問題なんではないかというふうに考えます。やはり、今後、行政としてももっと議会、議員に対しては説得をしていくというぐらいの十分豊富な資料、議員もうなるような形の資料提示を要望したい、本当に出していただきたいと要望も込めまして、反対討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

僕は賛成討論として、雇用促進協議会、こういうものが立ち上がると、企業人が今後入っていただいたと、こういう前向きな予算が笠置町にもやっと出てきたということは喜ばしいことであります。

ただ、しかし、向出議員がおっしゃるように、いこいの累積赤字、これに対しては、やっぱり到底賛成は、なかなかうんと言えようなものではありません。

しかし、その反面、指定管理業者が今回スムーズに決まったと。この業者さんが何の不安

もなく、このまちでパフォーマンスしていくには、この予算をスムーズに通し、行政の歩みをとめなく、住民、議会、行政が一つになって、次の笠置をクリエートしていかなければならないときに来たと、僕は地域活動等をやりながら感じております。

ですから、この予算はなかなか難しいところがあります。過去の清算と、ここからの歩み。でも、だからこそ前を向いて歩かなきゃいけない、そういう思いを込めて賛成討論とさせていただきますと思います。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第26号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第26号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成30年第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 向 出 健

署名議員 田 中 良 三